

# 桑野社労士&FP事務所だより

令和元年 8月9日

第 113 号

〒614-8034 京都府八幡市八幡舞台 3 4 番地の 1 7

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail [kuwano@cosmos.ocn.ne.jp](mailto:kuwano@cosmos.ocn.ne.jp)

## 8月7日人事院勧告

# 給与387円・0.09%、一時金0.05月引き上げ

人事院は、令和元年8月7日に民間との給与格差是正のため、「給与387円・0.09%、一時金0.05月」の勧告を行いました。この勧告は、直接的には一般職の国家公務員(約27.7万人)に対して行われたものですが、人事委員会を持たない市町村職員や地方自治体に関連して働く労働者に対しても、間接的な影響を与えます。

### 民間給与との格差、387円・0.09%

具体的には、一般職大卒程度の初任給を1,500円、高卒者の初任給を2,000円引き上げ、これに伴い30歳台半ばまでの号俸を改定する(0.1%)としています。

また、住宅手当の家賃額の下限を4,000円引上げ(12,000円→16,000円)、これによって生じる原資を用いて、手当の上限を1,000円引上げる(27,000円→28,000円)としています。

そして、一時金は4.45月分から4.50月分に0.05月分引上げます。

### 人事管理に関する報告

一方人事管理に関しては、次のような報告を行っています。

#### 1. 人材の確保及び育成

(1) 採用人数が減少してきている中、受験者層に応じた施策を展開し、人材確保の諸課題の幅広い検討が必要。

(2) 管理職のマネジメント能力向上、若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、専門的な知見を活かした研修を実施。

#### 2. 勤務環境の整備

(1) 本年4月から超過勤務命令の上限を設定。長時間労働の是正に関する取り組みを支援。仕事と家庭

の両立制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくり・過労死防止対策の推進を行う。

(2) ハラスメント防止対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の給与について常勤職員との均衡をより確保し、休暇について民間の状況などを踏まえて夏季休暇を新設する。

3. 障害者雇用について合理的配慮方針を策定し、本年秋にも選考試験を実施する。

4. 定年制について、昨年8月の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が、早期に実施されるよう、改めて要請する。



### 給与勧告の実施状況

	月例給	一時金	
	勧告率	支給月数	対前年比
平成24年	—	3.95月	—
平成25年	—	3.95月	—
平成26年	0.27%	4.10月	0.15月
平成27年	0.36%	4.20月	0.10月
平成28年	0.17%	4.30月	0.10月
平成29年	0.15%	4.40月	0.10月
平成30年	0.16%	4.45月	0.05月
令和元年	0.09%	4.50月	0.05月

(裏面に続く)

# 労働基準法 11

## 残業命令はどこまで強制力があるか

残業や休日労働は、あくまで例外的な取り扱いですが、原則として労働者は拒否することができません。というのは、就業規則は強制力があり、そこで残業に服すべき義務を定め、36協定の締結・届け出があれば、使用者は法律上の免責を得ているからです。しかし、次のような場合には、残業をしなければならないわけではありません。

1. 18歳未満の年少者の場合
2. 就業規則に残業の規定がない場合
3. 36協定を結んでいない場合
4. 36協定の上限時間を超える場合

## 専門業務型裁量労働制

外勤営業マンなど、労働時間の算定が難しい場合は、「一定時間働いたとみなされる」裁量労働制を採用することができます。裁量労働制には専門業務型と企画業務型の2種類があり、いずれも業務遂行の手段や時間の配分などを労働者の判断に任せ、使用者は具体的な指示をしません。この対象業務は、①新商品や新技術の研究開発、②記事や番組制作の取材や編集、③デザイナーなど19種類があり、一定の事項を労使協定で定め、所轄労働基準監督署長への届け出が必要です(法第38条の三)。

## 企画業務型裁量労働制

裁量労働制のもう一つは、企画業務型と呼ばれるもので、業務遂行の手段や労働時間管理が労働者本人に委ねられ、みなし労働時間を事前に決めておくというものです。対象者は事業運営の企画・立案・調査・分析を行うもので、業務遂行の手段や時間配分について使用者の支持を受けないことなどが要件になっています。これを導入するには、労使委員会を設立し、対象労働者の範囲やみなし労働時間などについて決議します。労使委員会の決議は委員の5分の4以上の多数の議決で有効で、労使委員会設置の労基署への届け出では必要ありません。

## フレックスタイム制

フレックスタイム制というのは、1か月などの一定期間内(「清算期間」という。)の総労働時間を定めておき、毎日の出退者時間は労働者本人が決定できるというものです。この場合でも、1週間当たりの労働時間の上限

は40時間ですが、1日の労働時間は9時間なり10時間になる場合があっても、直ちに時間外労働にはなりません。他の日の労働時間を短縮し、総労働時間を調整することができるからです。フレックスタイム制が認められる要件は、①就業規則などの明記し、②労使協定で詳細を定めることです。ただし、清算期間内の総労働時間が法定労働時間の上限を超える場合は時間外労働になり、36協定の締結と労基署への届け出が必要になります。

(次号に続く)

## 事務所からひとこと



8月3日に、社労士の仲間と「河内の風穴→加賀大社→愛東マーガレット・ステーション」に、行ってきました。

河内の風穴は、JR彦根駅から車で約30分ぐらいの所にあり、雲仙山系のカルスト地帯を、水が長い年月をかけて作りだした鍾乳洞です。パンフレットによれば、55万年前にできたそうです。この洞窟に近づくと、冷気が感じられました。1年中12~13℃ということで、酷暑の中とても気持ち良かったです。そして、帰りに出口に来ると、ここから出たくない気持ちになりました。

次に行ったのが、“お多賀さん”と呼ばれる多賀大社。毎年8月3~5日に行われる「万灯祭」の初日で、数多くの提灯が飾り付けられていました。多賀大社で有名なのは多賀杓子で、元正天皇が病気の時にこの杓子を献上すると、天皇はたちまち治癒したとのこと。また、豊臣秀吉とも深い縁があり、米一万石を送って秀吉の母大政所の病気平癒を祈り、その奉納によって太閤橋や奥書院が造営されたとのこと。

非常に暑い日の中で、涼しい気持ちを味わえました。